

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、平成 19 年度決算以降、各数値について公表をしているところです。

平成 25 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計に係る資金不足比率を算定した結果は次のとおりです。

1 健全化判断比率

全ての比率について早期健全化基準を下回りました。

（単位：％）

	平成 25 年度	平成 24 年度	比 較	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	—	20	40
実質公債費比率	12.4	12.5	△0.1	25	35
将来負担比率	18.5	34.2	△15.7	350	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額・資金不足額が生じていないため該当ありません。

2 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足比率は、いずれの会計も資金不足が生じておらず、本比率については該当ありません。

（単位：％）

	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20
高社簡易水道特別会計	—	—	
下水道特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	
観光施設特別会計	—	—	

3 各指標について

（1）実質赤字比率

普通会計（一般会計、情報通信特別会計、学校給食特別会計、奨学資金貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字額が生じていないため「—」で表示しています。

（2）連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率です。赤字額、資金不足額が生じていないため「—」で表示しています。

（3）実質公債費比率

一般会計の公債費と特別会計、公営企業会計及び一部事務組合の公債費に充当された一般会計からの繰出金及び負担金を合算した額の標準財政規模に対する比率です。（過去 3 年間の平均値）

平成 25 年度決算は 12.4%で、前年度に比べ 0.1 ポイント改善することができました。
 これは平成 14 年度に借入れた辺地債、昭和 62 年度に借入れた義務教育債の償還が平成 24 年度で完済したことによるものです。

(4) 将来負担比率

土地開発公社や損失補償を行っている第三セクター等の出資法人も含め、一般会計が将来負担すると見込まれる負債残高の標準財政規模に対する比率です。

平成 25 年度決算は 18.5%で、前年度に比べ 15.7 ポイント改善することができました。
 これは将来負担すべき負債に対して、充当可能な基金の残額が増加したことによります。
 なお、比率の算定に用いられている主な将来負担項目は次のとおりです。

- 道路や学校建設など公共施設整備の財源とした地方債残高
- 下水道事業などの特別会計や岳北広域行政組合などの広域連合・一部事務組合などが発行した地方債に対する将来的な一般会計の負担見込額
- 債務負担行為に基づく支出予定額
- 村の全職員が一斉に退職したと仮定した場合の退職手当支給見込額
- 村が損失補償を附した第三セクター債務に対する一般会計の負担見込額

健全化判断比率の対象範囲

